

【第 13 回 設問】

Xは、友人でパソコンおたくのYから金10万円を1か月間貸して欲しいと電子メールで懇請された。急に借金の申し入れをしてくるのを不審に思ったが、年末で忙しいときだったので、会って話をする余裕がなく、それまで友達付き合いがあったことから、10万円を貸すことにし、その旨返事をした。すると、すぐに、Yから借用書という表題のファイルが添付された電子メールが送られてきた。そして、Yからのメッセージには、これには自分が日頃使っている電子署名を施してあると記載されていた。Xとしては、電子署名が施されているファイルを送ってくれたから、あとで揉めることはないと考え、すぐに携帯パソコンを使って、指定されたY名義の預金口座に送金した。

その後、返済期限が来たので、Yからの連絡を待っていたが、一向に連絡がなかった。Xは、たまたまYと偶然に会う機会があり、10万円の返済を求めたが、Yは、びっくりしたような顔をして、そんなこと知らないという。Xは、電子署名まで施してあるではないかと主張し、その場で自分の携帯パソコンの画面を見せたが、Yは、それは確かに日頃自分が何回か使った電子署名だが、自分がそんな借用書を送ったことはないと言い張った。Xは、Yの主張に何か不自然なものを感じ、さらに追及したが、Yは、それなら自分が署名したものであることを証明しろとまで言い出した。

上記のような事実関係のもとで、Xとして、「借用書」の真正を証明するために、あるいは、貸金の返還を求めるために、どのような主張・立証を行えばよいかについて検討しなさい。